

奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院指定要領

(主 旨)

第1条 この要領は、奈良県アレルギー疾患対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）

第3条第2項の規定に基づく奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院（以下「支援病院」という。）の指定に関し、必要な事項を定める。

(支援病院の指定)

第2条 奈良県知事（以下「知事」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院うち、次に掲げる（1）または（2）のいずれかに該当するものを支援病院として指定することができる。

（1）別途定める「奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院選定基準」（以下「選定基準」という。）に掲げる選定基準を満たし、指定を受けることに同意した病院

（2）選定基準1（1）に該当し、指定を希望する病院

2 前項（1）に該当する病院の開設者は、奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院指定同意書（第1号様式）を知事に提出する。

3 第1項（2）に該当する病院の開設者は、奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院指定申請書（第2号様式）及び医療提供体制報告書（第3号様式）により知事に申請する。

4 知事は、第2項の規定による同意書を受理した場合、若しくは、前項の規定による申請書類を受理した場合において審査の上適当と認めた場合は、支援病院として指定し、該当病院に対し奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院指定書を交付する。

。

(届出事項の変更)

第3条 指定を受けた支援病院の開設者は、届け出た事項に変更が生じた場合には、指定事項変更届（第4号様式）により、速やかに知事に届け出るものとする。

(支援病院の指定取消)

第4条 知事は、指定した支援病院が選定基準に掲げる基準を満たしていないと認めるとき、または、支援病院がその役割を果たすことができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

2 支援病院の開設者が自ら指定の辞退を希望するときは、支援病院指定辞退申出書（第5号様式）を知事に提出し、指定書を返還する。

(活動状況等の報告)

第5条 支援病院は、県及び奈良県アレルギー疾患医療連絡協議会から依頼があったときは、支援病院としての活動状況を、速やかに報告するものとする。

(病院情報の公表)

第6条 奈良県（以下「県」という。）は原則として、指定を受けた病院名及び診療科名等の情報を公表する。

2 指定を受けた病院は、支援病院の指定を受けている旨を施設内に掲示したり、印刷物やホームページ上に掲載することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、支援病院の指定について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

改正 令和8年4月1日